

下関市公共施設等総合管理計画 新旧対照表(第2版の改訂箇所)

目次

第1章	下関市公共施設等総合管理計画について	2
第2章	現状と課題	3
第3章	基本的な方針	9
第4章	施設用途別の方針	15
第5章	本計画の管理の仕組み	16
用語説明	18

第1章 下関市公共施設等総合管理計画について

改訂後頁	第1版（平成28年2月策定版）	第2版（令和3年2月改訂版）
1	<p>1. 2 位置付け</p> <p>本市の「公共施設マネジメント」は、市としての最上位計画である「第2次下関市総合計画」において、「第8章第4節 行財政の健全化」の中で「財政健全化プロジェクト」の取組項目の一つとして位置づけています。</p> <p>計画は、この取り組みを円滑かつ効果的に進めていくためのものであると同時に、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略－JAPAN is BACK」に基づく「インフラ長寿命化基本計画」、また総務大臣により策定要請がなされた「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26年4月22日総財務第74号通知）」に基づくものです。</p>	<p>1. 2 位置付け</p> <p>本市の「公共施設マネジメント」は、市としての最上位計画である「第2次下関市総合計画」において、「第8章第4節 行財政の健全化」の中で「財政健全化プロジェクト」の取組項目の一つとして位置づけています。</p> <p>計画は、この取り組みを円滑かつ効果的に進めていくためのものであると同時に、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略－JAPAN is BACK」に基づく「インフラ長寿命化基本計画」、また総務大臣により策定要請がなされた「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26年4月22日総財務第74号通知）」に基づくものです。</p> <p><u>なお、当該通知が改訂（平成30年2月27日総財務第28号通知）されたことに伴い、令和3年2月に所要の改訂を行いました。</u></p>

第2章 現状と課題

改訂後頁	第1版（平成28年2月策定版）	第2版（令和3年2月改訂版）												
18	<p>2. 3 財政の現状と課題</p> <p>(3) 統一的な基準による地方公会計の整備促進について</p> <p>地方公会計については、これまでも本市においては「総務省方式改訂モデル」に基づき、財務書類の作成、公表に取り組んでいますが、今後の地方公会計の整備促進については、総務省が「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日付総財務第14号。総務大臣通知）」により、全ての地方公共団体に対し、原則として平成29年度までに、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による財務書類を作成するよう要請しています。</p> <p>この通知に従い、本市では、所管部局において、「統一的な基準に基づく地方公会計」の整備に取り組んでいるところです。</p> <p>「(1) 決算の状況」は、これまでの決算の分析の手法に倣い整理したのですが、今後、固定資産台帳を整備し、貸借対照表を作成することで、<u>固定資産の保有状況や資産の老朽化比率等を</u>基に、公共施設の老朽化対策に活用するなど公共施設マネジメントの推進に大きく資するものと考えられます。</p> <p>一般的に、地方公共団体の有形固定資産は、全資産の約8割から9割を占めているといわれています。有形固定資産は、これまでの行政サービスにおいて必要と判断し、過去の世代において整備してきたものですが、その更新に当たっては、今後は、今まで以上にその必要性を判断するとともに、資金調達の工夫をしていく必要があります。</p> <p>図表 19) 今後の地方公会計の整備促進について（総務省）</p> <p>地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。</p> <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ①発生主義・複式簿記の導入：総務省方式改訂モデルでは決算統計データを活用して財務書類を作成 ②ICTを活用した固定資産台帳の整備：総務省方式改訂モデルでは固定資産台帳の整備が必ずしも前提とされていない ③比較可能性の確保：基準モデルや総務省方式改訂モデル、その他の方式(東京都方式等)が混在 <p>今後</p> <ul style="list-style-type: none"> 統一の都度又は期末一括で複式仕訳(決算統計データの活用からの脱却) 固定資産台帳の整備を前提とすることで公共施設等のマネジメントにも活用可能 統一的な基準による財務書類等によって団体間での比較可能性を確保 <p>統一の基準の公表</p> <p>統一の基準による財務書類等の作成(地方公共団体)</p> <p>※移行期間は概ね3年間(やむを得ない理由がある場合に限り概ね5年間)</p> <p>今後の新地方公会計の推進に関する研究会</p> <p>H26.4.30 統一の基準の公表</p> <p>H27.1月頃 統一の基準の周知、財務書類等のマニュアルの作成</p> <p>H30.3月末 H32.3月末</p>	<p>2. 3 財政の現状と課題</p> <p>(3) 統一的な基準による地方公会計の整備促進について</p> <p>地方公会計については、これまでも本市においては「総務省方式改訂モデル」に基づき、財務書類の作成、公表に取り組んでいますが、今後の地方公会計の整備促進については、総務省が「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日付総財務第14号。総務大臣通知）」により、全ての地方公共団体に対し、原則として平成29年度までに、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による財務書類を作成するよう要請しています。</p> <p>この通知に従い、本市では、所管部局において、「統一的な基準に基づく地方公会計」の整備に取り組んでいるところです。</p> <p>「(1) 決算の状況」は、これまでの決算の分析の手法に倣い整理したのですが、今後、固定資産台帳を整備し、貸借対照表を作成することで、<u>有形固定資産の保有状況や減価償却率等を</u>基に、公共施設の老朽化対策に活用するなど公共施設マネジメントの推進に資するものと考えられます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>有形固定資産減価償却率(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのか全体として把握することができます。 <p>図表 19) 有形固定資産減価償却率の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>決算年度</th> <th>有形固定資産減価償却率</th> <th>増減(ポイント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度(H29.3.31)</td> <td>64.9%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成29年度(H30.3.31)</td> <td>65.6%</td> <td>+0.7p</td> </tr> <tr> <td>平成30年度(H31.3.31)</td> <td>67.0%</td> <td>+1.4p</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成28年度からの3カ年を見ると、毎年度、老朽化が確実に進んでいることがわかります。</p> <p>※中核市平均が60.3(平成30年度)であることから、本市は他市に比べて老朽化が進んでいることが窺え、また、「2.4.(2)中核市との比較」との関連で見ると、本市は保有する施設総量も多く公共施設マネジメントを強力に推進していく必要があります。</p> </div> <p>一般的に、地方公共団体の有形固定資産は、全資産の約8割から9割を占めているといわれています。有形固定資産は、これまでの行政サービスにおいて必要と判断し、過去の世代において整備してきたものですが、その更新に当たっては、今後は、今まで以上にその必要性を判断するとともに、資金調達の工夫をしていく必要があります。</p>	決算年度	有形固定資産減価償却率	増減(ポイント)	平成28年度(H29.3.31)	64.9%	—	平成29年度(H30.3.31)	65.6%	+0.7p	平成30年度(H31.3.31)	67.0%	+1.4p
決算年度	有形固定資産減価償却率	増減(ポイント)												
平成28年度(H29.3.31)	64.9%	—												
平成29年度(H30.3.31)	65.6%	+0.7p												
平成30年度(H31.3.31)	67.0%	+1.4p												

2. 4. 公共施設等の現状と課題

54

ア 維持管理費用の推計方法

施設の機能を維持していくためには、点検・調査、補修、修繕などの費用や、改修の費用が必要となります。

ライフサイクルコストの中では、建設費（更新費用）は、「氷山の一角」と言われており、維持管理や運営に要する費用の方がより多く必要となります。

維持管理費用の推計に当たっては、毎年度作成・公表している「公共施設カルテ」の財務情報を基に整理することが、具体的に把握可能であるとともに現実的な作業と言えます。この公共施設カルテでは、人件費の配賦基準、いわゆる計上ルールについては、施設のコスト（施設の維持管理を担当する職員の人工数分）、運営のコスト（施設での事業実施を前提に直接配置されている職員の人工数分）の人件費をそれぞれ計上することとしています。この考え方は、従来、本市で実施してきた行政評価の考え方をベースにしたものです。

一方で、現在、国が公表している「地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）報告書」（令和2年3月）においては、固定資産台帳・財務書類の活用に向け、事業別や施設別といった「セグメント分析の推進」について触れています。研究の中で、公募団体の取組み事例を紹介するとともに、人件費、地方債に係る配賦基準についても言及していますが、施設別セグメント分析については、まずは「1の施設について取り上げてみる」という取組みが重要と結んでいます。

そうしたことから、本市の中での人件費の計上方法は、本市独自のルール化により、年次別の比較を行っていくこととし、更には将来的に他市との比較可能な情報の整理に努めていく必要があります。

55

イ 維持管理費用（人件費を除く）

「公共施設カルテ」を用いて、まず、維持管理費用のうち人件費を除く費用のみを積み上げ、使用料等の歳入との差引を求めると、年間で約63億円（令和元年度決算）となります。これを公共施設延床面積1㎡当たりの金額に換算すると、約4,151円/㎡（≒4,200円/㎡）となります。

2. 4. 公共施設等の現状と課題

(4) 維持管理費用の推計

ア 維持管理費用の推計方法

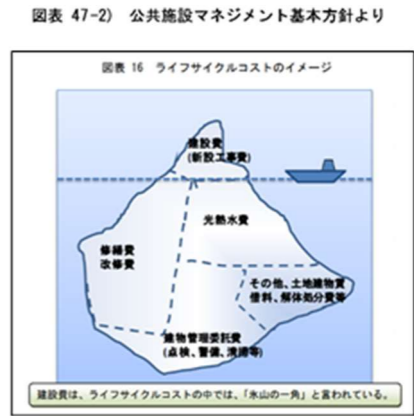
施設の機能を維持していくためには、点検・調査、補修、修繕などの費用や、改修の費用が必要となります。

ライフサイクルコストの中では、建設費（更新費用）は、「氷山の一角」と言われており、維持管理や運営に要する費用の方がより多く必要となります。

維持管理費用の推計に当たっては、毎年度作成・公表している「公共施設カルテ」の財務情報を基に整理することが、具体的に把握可能であるとともに現実的な作業と言えます。この公共施設カルテでは、人件費の配賦基準、いわゆる計上ルールについては、施設のコスト（施設の維持管理を担当する職員の人工数分）、運営のコスト（施設での事業実施を前提に直接配置されている職員の人工数分）の人件費をそれぞれ計上することとしています。この考え方は、従来、本市で実施してきた行政評価の考え方をベースにしたものです。

一方で、現在、国が公表している「地方公会計の推進に関する研究会（令和元年度）報告書」（令和2年3月）においては、固定資産台帳・財務書類の活用に向け、事業別や施設別といった「セグメント分析の推進」について触れています。研究の中で、公募団体の取組み事例を紹介するとともに、人件費、地方債に係る配賦基準についても言及していますが、施設別セグメント分析については、まずは「1の施設について取り上げてみる」という取組みが重要と結んでいます。

そうしたことから、本市の中での人件費の計上方法は、本市独自のルール化により、年次別の比較を行っていくこととし、更には将来的に他市との比較可能な情報の整理に努めていく必要があります。



イ 維持管理費用（人件費を除く）

「公共施設カルテ」を用いて、まず、維持管理費用のうち人件費を除く費用のみを積み上げ、使用料等の歳入との差引を求めると、年間で約63億円（令和元年度決算）となります。これを公共施設延床面積1㎡当たりの金額に換算すると、約4,151円/㎡（≒4,200円/㎡）となります。

図表 47-3) 公共施設の維持管理費用（人件費を除く）

区分	施設数 ①	延床面積 ②	使用料等 (歳入)③	維持管理費 用(歳出)④	⑤(④-①)
全公共施設の 合計	施設 1,060	㎡ 1,528,515.74	千円 6,854,907	千円 13,200,278	千円 6,345,371
延床面積1㎡ 当たり			円 4,485	円 8,636	円 4,151

※令和元年度公共施設カルテより

改訂後頁	第1版（平成28年2月策定版）	第2版（令和3年2月改訂版）																		
56		<p>将来における物価変動による現在価値換算を考慮せず、本計画の当初の際の保有面積のまま保有し続けた場合、つまり、20年間の金額を計算すると、約1,300億円が必要となります。</p> <p>@4,200円×約1,547,000㎡=6,497,400千円×20年=129,948百万円</p> <p>ウ 維持管理費用（人件費を含む）</p> <p>次に、維持管理費用に人件費を加え、使用料等の歳入との差引を求めると、年間で約139億円（令和元年度決算）となります。これを公共施設延床面積1㎡当たりの金額に換算すると、約9,079円/㎡（≒9,100円/㎡）となります。</p> <p>図表 47-4）公共施設の維持管理費用（人件費を含む）</p> <table border="1" data-bbox="1703 663 2644 848"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設数 ①</th> <th>延床面積 ②</th> <th>使用料等 （歳入）③</th> <th>維持管理費 用（歳出）④</th> <th>⑤（④-①）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全公共施設の 合計</td> <td>施設 1,060</td> <td>㎡ 1,528,515.74</td> <td>千円 6,854,907</td> <td>千円 20,731,583</td> <td>千円 13,876,676</td> </tr> <tr> <td>延床面積1㎡ 当たり</td> <td></td> <td></td> <td>円 4,485</td> <td>円 13,563</td> <td>円 9,079</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年度公共施設カルテより</p> <div data-bbox="1709 926 2665 1570" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>人件費の計上ルール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正規職員、非常勤職員別に人件費の平均単価（全市ベース）を算出し、人工数を乗じて得た額を計上。 ・ 平均単価は、給与のみならず共済費（事業主負担分）を含む額。 ・ 公共施設カルテ上の人件費は、施設のコスト、事業のコストに分けている。これらを合算している。 ・ 施設のコスト…専ら施設の維持管理を担当する職員の人工数に平均単価を乗じたもの 例）庁舎管理に従事する職員の人工数（管財課庁舎管理係）×平均単価 ・ 事業のコスト…専ら施設での事業実施を前提に直接配置されている職員の人工数に平均単価を乗じたもの 例）保育園に配置される保育士等の人数×平均単価 保健センターに配置される保健師等の人数×平均単価 <p>※今後も、国による統一的基準による地方公会計上の研究、整理を注視していく必要がある。</p> </div> <p>同様に、将来における物価変動による現在価値換算を考慮せず、本計画の当初の際の保有面積のまま保有し続けた場合、つまり、20年間の金額を計算すると、約2,816億円が必要となります。</p> <p>@9,100円×約1,547,000㎡=14,077,700千円×20年=281,554百万円</p> <p>なお、人件費の計上に当たっては、全市での平均単価を用いているため、施設への配置職員の状況によっては、過大な方向に数値が振れる可能性もあり得ます。</p>	区分	施設数 ①	延床面積 ②	使用料等 （歳入）③	維持管理費 用（歳出）④	⑤（④-①）	全公共施設の 合計	施設 1,060	㎡ 1,528,515.74	千円 6,854,907	千円 20,731,583	千円 13,876,676	延床面積1㎡ 当たり			円 4,485	円 13,563	円 9,079
区分	施設数 ①	延床面積 ②	使用料等 （歳入）③	維持管理費 用（歳出）④	⑤（④-①）															
全公共施設の 合計	施設 1,060	㎡ 1,528,515.74	千円 6,854,907	千円 20,731,583	千円 13,876,676															
延床面積1㎡ 当たり			円 4,485	円 13,563	円 9,079															

56

57

エ 維持管理費用の課題

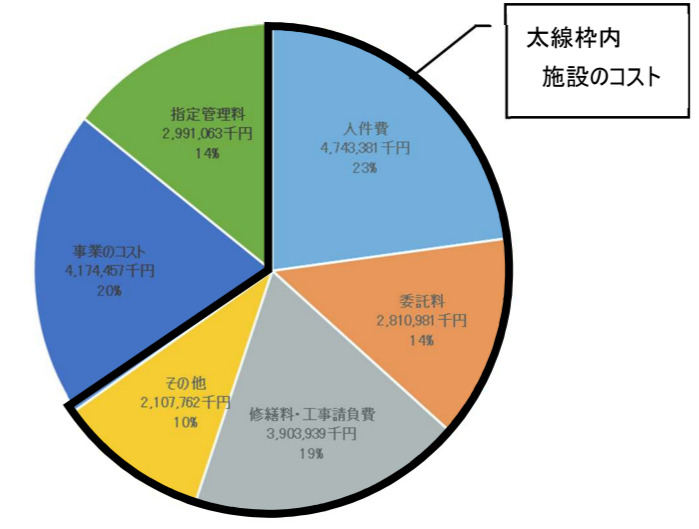
本市は、先に触れたとおり、施設総量が多いことから当然に維持管理費用の総額も多額になる傾向があります。

また、維持管理費用は、通常、一般財源（税金等）により財源充当するものであり、人口減少、少子高齢化により財政構造が硬直化する傾向にあることから、継続的に、そして安全かつ安心して利用できる公共施設を運営していくためには、更新等のみならず、維持管理費用についても縮減する必要があります。そのため、歳出側の見直しや、使用料等に限らず新たな歳入の確保など、施設の効率的かつ効果的な運営に努める必要があります。

図表 47-5) 公共施設の維持管理費用の内訳

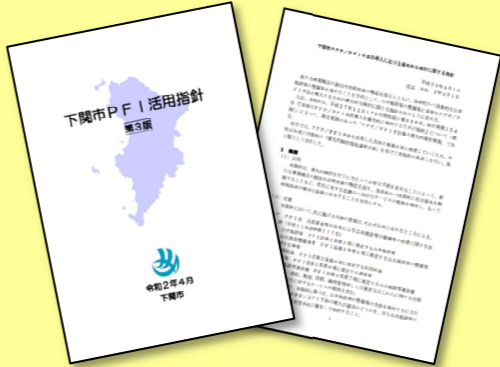

歳出	施設の コスト	人件費	4,743,381千円
		委託料	2,810,981千円
		修繕料・工事請負費	3,903,939千円
		その他	2,107,762千円
		小計	13,566,063千円
		事業のコスト	4,174,457千円
		指定管理料	2,991,063千円
		合計	20,731,583千円

※事業のコストには、人件費を含む。



※令和元年度(2019年度)実績額
 ※実績値の集計であり、「将来の更新費用の推計」における補修・改修費用と重複する要素が含まれている場合があります。
 ※個別施設に係る費用の算出が困難な施設については、決算額に基づく概算値を計上しています。
 ※「施設のコスト」のうち「その他」には、光熱水費、使用料及び賃借料、保険料等が含まれます。

改訂後頁	第1版（平成28年2月策定版）	第2版（令和3年2月改訂版）
58		<p>（5）地方債・基金等の財源の見込み</p> <p>公共施設等の維持管理・修繕、改修及び更新等には、「2. 4.（3）更新費用の推計」及び「2. 4.（4）維持管理費用の推計」で述べたように、多くの費用がかかります。更には、「2. 3.（2）中期財政見通し」でも述べたように、本市は今後も厳しい財政運営を迫られる可能性が高く、引き続き歳出削減に併せ、財源確保を行っていくことが必要です。そのため個別施設計画の策定・改訂の際には、国庫補助制度に限らず、公共施設等適正管理推進事業債を始めとする地方債や、公共施設整備基金等の活用を検討・計画していく必要があります。</p> <p>また、本市では、維持管理費用の財源の一部を捻出するため、平成28年12月に「下関市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」を定め、命名権料による歳入の確保に努めるほか、平成29年4月には「下関市PPP／PFI手法の導入における優先的な検討に関する指針」（以下「優先指針」という。）を策定するとともに、「下関市PFI活用指針」（以下「活用指針」という。）の改訂を行いました。更に、令和元年度においては内閣府による「優先的検討規程運用支援」を受けて課題の整理を行い、令和2年4月に優先指針及び活用指針をそれぞれ改訂し、PPP／PFI手法の積極的な導入を推進しています。民間資金等を活用し公共施設等の整備等を行うことは、トータルコストの削減を図ることができると共に、市民サービスの向上や財源確保の広範化を図ることが可能となることから、PPP／PFI地域プラットフォームによる官民対話を活用する等して、事業に関する民間事業者の参入意欲を確認する等、今後も積極的に導入検討を行う必要があります。</p> <p style="text-align: center;">図表 47-6) ネーミングライツ導入施設 (平成29年4月導入、ネーミングライツ第1号)</p> 

改訂後頁	第1版（平成28年2月策定版）	第2版（令和3年2月改訂版）
59		<p data-bbox="1863 346 2457 380">図表 47-7) 活用指針(第3版)、優先指針(第2版)</p>  <p data-bbox="1923 884 2436 957">図表 47-8) PPP/PFI 地域プラットフォーム 官民対話(令和元年7月)</p> 

第3章 基本的な方針

改訂後頁	第1版（平成28年2月策定版）	第2版（令和3年2月改訂版）
64	<p>3. 2 基本的な方針 (1) 公共施設の基本方針 略 今後、この3つの方針をより具体化させていくとともに、また、総務省指針中の「第一・二・(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項を中心に、実行可能なことから速やかに取り組んでいくこととします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>総務省指針（抜粋） 第一 総合管理計画に記載すべき事項 二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 ①点検・診断等の実施方針 ②維持管理・修繕・更新等の実施方針 ③安全確保の実施方針 ④耐震化の実施方針 ⑤長寿命化の実施方針 ⑥統合や廃止の推進方針 ⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> </div> <p>○公共施設マネジメント事前協議制度の実施 （基本方針1、総務省指針⑥に基づくもの） 略</p>	<p>3. 2 基本的な方針 (1) 公共施設の基本方針 略 今後、この3つの方針をより具体化させていくとともに、また、総務省指針中の「第一・二・(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項を中心に、実行可能なことから速やかに取り組んでいくこととします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>総務省指針（抜粋） 第一 総合管理計画に記載すべき事項 二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 ①点検・診断等の実施方針 ②維持管理・更新等の実施方針 ③安全確保の実施方針 ④耐震化の実施方針 ⑤長寿命化の実施方針 ⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針 ⑦統合や廃止の推進方針 ⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> </div> <p>○公共施設マネジメント事前協議制度の実施 （基本方針1、総務省指針⑦に基づくもの） 略</p>
65	<p>○施設総量の抑制 （基本方針1、総務省指針⑥に基づくもの） 略</p> <p>○施設評価の実施 （基本方針1、総務省指針⑥に基づくもの） 略</p>	<p>○施設総量の抑制 （基本方針1、総務省指針⑦に基づくもの） 略</p> <p>○施設評価の実施 （基本方針1、総務省指針⑦に基づくもの） 略</p>
66	<p>○公共施設の除却・売却方針の事務処理方法の整備 （基本方針1、総務省指針②、⑥に基づくもの） 略</p> <p>○PFI等のPPPの活用 （基本方針3、総務省指針②、⑦に基づくもの） 略</p>	<p>○公共施設の除却・売却方針の事務処理方法の整備 （基本方針1、総務省指針②、⑦に基づくもの） 略</p> <p>○PFI等のPPPの活用 （基本方針3、総務省指針②、⑧に基づくもの） 略</p>

改訂後頁	第1版（平成28年2月策定版）	第2版（令和3年2月改訂版）
67	<p>略</p> <p>○営繕業務に係る統一的な事務処理方法の確立とその活用 （基本方針2、3、総務省指針①、②、③、⑦に基づくもの）</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>○営繕業務に係る統一的な事務処理方法の確立とその活用 （基本方針2、3、総務省指針①、②、③、⑧に基づくもの）</p> <p>略</p> <p>○ユニバーサルデザイン化の推進 （基本方針3、総務省指針⑥に基づくもの）</p> <p><u>「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえて、ユニバーサルデザイン化を進め、共生社会を目指します。</u></p> <p><u>公共施設の新設、更新、改修等を行う場合は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の理念に基づき、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築標準設計」及び「山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル」等を踏まえながら、観光施設、文化財、公共交通機関の周辺エリア及びトイレなど、多様な施設におけるバリアフリー化を進めます。</u></p> <p>略</p>

68

図表 50) 基本方針と具体的な取り組みの関係

基本方針	方針1			方針2	方針3	
	施設の適正配置と施設総量の縮減			施設の予防保全による長寿命化	施設の効率的かつ効果的な運営	
	ア	イ	ウ	ア	ア	イ
具体的な取り組み	新規整備の抑制	既存施設の見直し	余剰施設の見直し	予防保全型の維持補修への転換	維持管理費用の縮減	効率的かつ効果的な契約方式の導入等
・公共施設マネジメント事前協議制度の実施	○	○	○			
・施設総量の抑制	○	○	○			
・施設評価の実施	○	○	○			
・耐震化の対応						
・施設のトリアージ				○		
・公共施設の除却・売却方針の事務処理方法の整備			○		○	
・PFI等のPPPの活用					○	
・使用料等の受益者負担の見直しの実施					○	
・ネーミングライツの導入					○	
・電気供給契約における一般競争入札の実施					○	○
・営繕業務に係る統一的な事務処理方法の確立とその活用				○	○	
・市民との協働						

※「耐震化の対応」については、基本方針に基づくものではなく、現存する施設の安全性の確保、あるいは避難所としての機能から最低限必要なものであるという観点で、具体的な取り組みとしています。
 ※「市民との協働」については、本計画が今後の「新しいまちづくり」に関して重要な役割を担うという観点で、具体的な取り組みとしています。

図表 50) 基本方針と具体的な取り組みの関係

基本方針	方針1			方針2	方針3	
	施設の適正配置と施設総量の縮減			施設の予防保全による長寿命化	施設の効率的かつ効果的な運営	
	ア	イ	ウ	ア	ア	イ
具体的な取り組み	新規整備の抑制	既存施設の見直し	余剰施設の見直し	予防保全型の維持補修への転換	維持管理費用の縮減	効率的かつ効果的な契約方式の導入等
・公共施設マネジメント事前協議制度の実施	○	○	○			
・施設総量の抑制	○	○	○			
・施設評価の実施	○	○	○			
・耐震化の対応						
・施設のトリアージ				○		
・公共施設の除却・売却方針の事務処理方法の整備			○		○	
・PFI等のPPPの活用					○	
・使用料等の受益者負担の見直しの実施					○	
・ネーミングライツの導入					○	
・電気供給契約における一般競争入札の実施					○	○
・営繕業務に係る統一的な事務処理方法の確立とその活用				○	○	
・ユニバーサルデザイン化の推進						○
・市民との協働						

※「耐震化の対応」については、基本方針に基づくものではなく、現存する施設の安全性の確保、あるいは避難所としての機能から最低限必要なものであるという観点で、具体的な取り組みとしています。
 ※「市民との協働」については、本計画が今後の「新しいまちづくり」に関して重要な役割を担うという観点で、具体的な取り組みとしています。

改訂後頁	第1版（平成28年2月策定版）	第2版（令和3年2月改訂版）																																																																																																																																																																																																																																																							
69	図表 51) 具体的な取り組みと総務省指針(公共施設等の管理に関する基本的な考え方)の関係	図表 51) 具体的な取り組みと総務省指針(公共施設等の管理に関する基本的な考え方)の関係																																																																																																																																																																																																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">総務省指針 「公共施設等の管理 に関する基本的な 考え方」</th> <th style="background-color: #cccccc;">①点検・診断等の実施方針</th> <th style="background-color: #cccccc;">②維持管理・修繕・更新等の実施方針</th> <th style="background-color: #cccccc;">③安全確保の実施方針</th> <th style="background-color: #cccccc;">④耐震化の実施方針</th> <th style="background-color: #cccccc;">⑤長寿命化の実施方針</th> <th style="background-color: #cccccc;">⑥統合や廃止の推進方針</th> <th style="background-color: #cccccc;">⑦総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築 方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">具体的な取り組み</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・公共施設マネジメント事前協議制度の実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・施設総量の抑制</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・施設評価の実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・耐震化の対応</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・施設のトリアージ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・公共施設の除却・売却方針の事務処理方法の整備</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・PFI等のPPPの活用</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>・使用料等の受益者負担の見直しの実施</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ネーミングライツの導入</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・電気供給契約における一般競争入札の実施</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・営繕業務に係る統一的な事務処理方法の確立とその活用</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr style="background-color: yellow;"> <td>・市民との協働</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	総務省指針 「公共施設等の管理 に関する基本的な 考え方」	①点検・診断等の実施方針	②維持管理・修繕・更新等の実施方針	③安全確保の実施方針	④耐震化の実施方針	⑤長寿命化の実施方針	⑥統合や廃止の推進方針	⑦総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築 方針	具体的な取り組み								・公共施設マネジメント事前協議制度の実施						○		・施設総量の抑制						○		・施設評価の実施						○		・耐震化の対応			○	○				・施設のトリアージ					○			・公共施設の除却・売却方針の事務処理方法の整備		○				○		・PFI等のPPPの活用		○					○	・使用料等の受益者負担の見直しの実施		○						・ネーミングライツの導入		○						・電気供給契約における一般競争入札の実施		○						・営繕業務に係る統一的な事務処理方法の確立とその活用	○	○	○				○	・市民との協働								<table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">総務省指針 「公共施設等の管理 に関する基本的な 考え方」</th> <th style="background-color: #cccccc;">①点検・診断等の実施方針</th> <th style="background-color: #cccccc;">②維持管理・更新等の実施方針</th> <th style="background-color: #cccccc;">③安全確保の実施方針</th> <th style="background-color: #cccccc;">④耐震化の実施方針</th> <th style="background-color: #cccccc;">⑤長寿命化の実施方針</th> <th style="background-color: #cccccc;">⑥ユニバーサルデザイン化の推進</th> <th style="background-color: #cccccc;">⑦統合や廃止の推進方針</th> <th style="background-color: #cccccc;">⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築 方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">具体的な取り組み</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・公共施設マネジメント事前協議制度の実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・施設総量の抑制</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・施設評価の実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・耐震化の対応</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・施設のトリアージ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・公共施設の除却・売却方針の事務処理方法の整備</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・PFI等のPPPの活用</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>・使用料等の受益者負担の見直しの実施</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ネーミングライツの導入</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・電気供給契約における一般競争入札の実施</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・営繕業務に係る統一的な事務処理方法の確立とその活用</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>・ユニバーサルデザイン化の推進</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr style="background-color: yellow;"> <td>・市民との協働</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	総務省指針 「公共施設等の管理 に関する基本的な 考え方」	①点検・診断等の実施方針	②維持管理・更新等の実施方針	③安全確保の実施方針	④耐震化の実施方針	⑤長寿命化の実施方針	⑥ユニバーサルデザイン化の推進	⑦統合や廃止の推進方針	⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築 方針	具体的な取り組み									・公共施設マネジメント事前協議制度の実施							○		・施設総量の抑制							○		・施設評価の実施							○		・耐震化の対応			○	○					・施設のトリアージ					○				・公共施設の除却・売却方針の事務処理方法の整備		○					○		・PFI等のPPPの活用		○						○	・使用料等の受益者負担の見直しの実施		○							・ネーミングライツの導入		○							・電気供給契約における一般競争入札の実施		○							・営繕業務に係る統一的な事務処理方法の確立とその活用	○	○	○					○	・ユニバーサルデザイン化の推進						○			・市民との協働								
総務省指針 「公共施設等の管理 に関する基本的な 考え方」	①点検・診断等の実施方針	②維持管理・修繕・更新等の実施方針	③安全確保の実施方針	④耐震化の実施方針	⑤長寿命化の実施方針	⑥統合や廃止の推進方針	⑦総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築 方針																																																																																																																																																																																																																																																		
具体的な取り組み																																																																																																																																																																																																																																																									
・公共施設マネジメント事前協議制度の実施						○																																																																																																																																																																																																																																																			
・施設総量の抑制						○																																																																																																																																																																																																																																																			
・施設評価の実施						○																																																																																																																																																																																																																																																			
・耐震化の対応			○	○																																																																																																																																																																																																																																																					
・施設のトリアージ					○																																																																																																																																																																																																																																																				
・公共施設の除却・売却方針の事務処理方法の整備		○				○																																																																																																																																																																																																																																																			
・PFI等のPPPの活用		○					○																																																																																																																																																																																																																																																		
・使用料等の受益者負担の見直しの実施		○																																																																																																																																																																																																																																																							
・ネーミングライツの導入		○																																																																																																																																																																																																																																																							
・電気供給契約における一般競争入札の実施		○																																																																																																																																																																																																																																																							
・営繕業務に係る統一的な事務処理方法の確立とその活用	○	○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																		
・市民との協働																																																																																																																																																																																																																																																									
総務省指針 「公共施設等の管理 に関する基本的な 考え方」	①点検・診断等の実施方針	②維持管理・更新等の実施方針	③安全確保の実施方針	④耐震化の実施方針	⑤長寿命化の実施方針	⑥ユニバーサルデザイン化の推進	⑦統合や廃止の推進方針	⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築 方針																																																																																																																																																																																																																																																	
具体的な取り組み																																																																																																																																																																																																																																																									
・公共施設マネジメント事前協議制度の実施							○																																																																																																																																																																																																																																																		
・施設総量の抑制							○																																																																																																																																																																																																																																																		
・施設評価の実施							○																																																																																																																																																																																																																																																		
・耐震化の対応			○	○																																																																																																																																																																																																																																																					
・施設のトリアージ					○																																																																																																																																																																																																																																																				
・公共施設の除却・売却方針の事務処理方法の整備		○					○																																																																																																																																																																																																																																																		
・PFI等のPPPの活用		○						○																																																																																																																																																																																																																																																	
・使用料等の受益者負担の見直しの実施		○																																																																																																																																																																																																																																																							
・ネーミングライツの導入		○																																																																																																																																																																																																																																																							
・電気供給契約における一般競争入札の実施		○																																																																																																																																																																																																																																																							
・営繕業務に係る統一的な事務処理方法の確立とその活用	○	○	○					○																																																																																																																																																																																																																																																	
・ユニバーサルデザイン化の推進						○																																																																																																																																																																																																																																																			
・市民との協働																																																																																																																																																																																																																																																									

改訂後頁	第1版（平成28年2月策定版）	第2版（令和3年2月改訂版）
70	<p>（2）土木インフラ施設の基本方針</p> <p>公共施設については、複合化や集約化等により、総量縮減を図り、修繕・更新コストを抑制することは可能ですが、道路、橋梁、河川等の土木インフラ施設については、市民の生活を支える地域に密着した施設であり、一度布設したものを廃止することは現実的ではありません。むしろ、これまで整備してきたこれらの施設を、各施設の長寿命化計画等に基づき、計画的に点検、修繕、更新を行います。</p> <p>図 略</p>	<p>（2）土木インフラ施設の基本方針</p> <p>公共施設については、複合化や集約化等により、総量縮減を図り、修繕・更新コストを抑制することは可能ですが、道路、橋梁、河川等の土木インフラ施設については、市民の生活を支える地域に密着した施設であり、一度布設したものを廃止することは現実的ではありません。むしろ、これまで整備してきたこれらの施設を、各施設の長寿命化計画等に基づき、計画的に点検、修繕、更新を行います。</p> <p>また、「<u>ユニバーサルデザイン2020行動計画</u>」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえて、<u>ユニバーサルデザイン化を進め、共生社会を目指します。</u></p> <p><u>土木インフラ施設の新設、更新、改修等を行う場合は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の理念に基づき、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」等を踏まえながら、バリアフリー化を進めます。</u></p> <p>図表 51-2) 略</p>
71	<p>（3）企業会計施設の基本方針</p> <p>上水道、工業用水道、公共下水道及び病院についても、土木インフラ施設と同様に市民生活を支えるライフラインであり、やはり施設の廃止を検討するといったことは現実的ではありません。</p> <p>また、ポートレースについては、平成26年4月から地方公営企業の全部適用を図り、公営企業として、新たにスタートを切ったところであり、より経営体制の効率化、充実を図り、健全なレジャー施設として全ての利用者に楽しんでもらえるよう施設やサービスの充実を図るとともに、収益事業として本市財政への貢献を図っていく必要があります。</p> <p>なお、公営企業全般について、平成26年8月に総務省から示された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）に基づき、引き続き公営企業として事業を行う場合には、経営環境が厳しさを増す中であっても、事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組むことが必要とされているところであり、それぞれの公営企業の「経営戦略」を策定していくことが求められていることから、この経営戦略等に基づき、企業会計施設についても、計画的に点検、修繕、更新を行います。</p> <p>図表 52 略</p>	<p>（3）企業会計施設の基本方針</p> <p>上水道、工業用水道、公共下水道及び病院についても、土木インフラ施設と同様に市民生活を支えるライフラインであり、やはり施設の廃止を検討するといったことは現実的ではありません。</p> <p>また、ポートレースについては、平成26年4月から地方公営企業の全部適用を図り、公営企業として、新たにスタートを切ったところであり、より経営体制の効率化、充実を図り、健全なレジャー施設として全ての利用者に楽しんでもらえるよう施設やサービスの充実を図るとともに、収益事業として本市財政への貢献を図っていく必要があります。</p> <p>なお、公営企業全般について、平成26年8月に総務省から示された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）に基づき、引き続き公営企業として事業を行う場合には、経営環境が厳しさを増す中であっても、事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組むことが必要とされているところであり、それぞれの公営企業の「経営戦略」を策定していくことが求められていることから、この経営戦略等に基づき、企業会計施設についても、計画的に点検、修繕、更新を行うと共に、<u>ユニバーサルデザイン化を進めます。</u></p> <p>図表 52 略</p>

改訂後頁	第1版（平成28年2月策定版）	第2版（令和3年2月改訂版）																																																																																		
76	<p>3.3 基本目標 (2) 基本目標について 略 図表 55) 計画期間の分割と縮減率の目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #FFD700;"> <th colspan="2">期間</th> <th>縮減率</th> <th>縮減面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">前期</td> <td style="text-align: center;">(平成27年度～平成34年度)</td> <td style="text-align: center;">△7%</td> <td style="text-align: center;">△76,000㎡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中期</td> <td style="text-align: center;">(平成35年度～平成40年度)</td> <td style="text-align: center;">△10%</td> <td style="text-align: center;">△155,000㎡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">後期</td> <td style="text-align: center;">(平成41年度～平成46年度)</td> <td style="text-align: center;">△13%</td> <td style="text-align: center;">△234,000㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">△30%</td> <td style="text-align: center;">△465,000㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	期間		縮減率	縮減面積	前期	(平成27年度～平成34年度)	△7%	△76,000㎡	中期	(平成35年度～平成40年度)	△10%	△155,000㎡	後期	(平成41年度～平成46年度)	△13%	△234,000㎡	合 計		△30%	△465,000㎡	<p>3.3 基本目標 (2) 基本目標について 略 図表 55) 計画期間の分割と縮減率の目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #FFD700;"> <th colspan="2">期間</th> <th>縮減率</th> <th>縮減面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">前期</td> <td style="text-align: center;">(平成27年度～平成34年度)</td> <td style="text-align: center;">△7%</td> <td style="text-align: center;">△108,500㎡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中期</td> <td style="text-align: center;">(平成35年度～平成40年度)</td> <td style="text-align: center;">△10%</td> <td style="text-align: center;">△155,000㎡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">後期</td> <td style="text-align: center;">(平成41年度～平成46年度)</td> <td style="text-align: center;">△13%</td> <td style="text-align: center;">△201,500㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">△30%</td> <td style="text-align: center;">△465,000㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">図表 55-2) 公共施設延床面積の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #FFD700;"> <th>年度</th> <th>延床面積</th> <th>累積増減</th> <th>累積増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度末</td> <td style="text-align: right;">1,547,111.48㎡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成27年度末</td> <td style="text-align: right;">1,572,688.69㎡</td> <td style="text-align: right;">25,577.21㎡</td> <td style="text-align: right;">1.65%</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td style="text-align: right;">1,544,144.37㎡</td> <td style="text-align: right;">△ 2,967.11㎡</td> <td style="text-align: right;">△ 0.19%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td style="text-align: right;">1,537,891.28㎡</td> <td style="text-align: right;">△ 9,220.20㎡</td> <td style="text-align: right;">△ 0.60%</td> </tr> <tr> <td>平成30年度末</td> <td style="text-align: right;">1,527,125.47㎡</td> <td style="text-align: right;">△ 19,986.01㎡</td> <td style="text-align: right;">△ 1.29%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度末</td> <td style="text-align: right;">1,528,515.74㎡</td> <td style="text-align: right;">△ 18,595.74㎡</td> <td style="text-align: right;">△ 1.20%</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>公共施設延床面積の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>延床面積 (万㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度末</td> <td>154.7</td> </tr> <tr> <td>平成27年度末</td> <td>157.3</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末</td> <td>154.4</td> </tr> <tr> <td>平成29年度末</td> <td>153.8</td> </tr> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>152.7</td> </tr> <tr> <td>令和元年度末</td> <td>152.9</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>※令和元年度版公共施設カルテの概要より</p> </div>	期間		縮減率	縮減面積	前期	(平成27年度～平成34年度)	△7%	△108,500㎡	中期	(平成35年度～平成40年度)	△10%	△155,000㎡	後期	(平成41年度～平成46年度)	△13%	△201,500㎡	合 計		△30%	△465,000㎡	年度	延床面積	累積増減	累積増減率	平成26年度末	1,547,111.48㎡			平成27年度末	1,572,688.69㎡	25,577.21㎡	1.65%	平成28年度末	1,544,144.37㎡	△ 2,967.11㎡	△ 0.19%	平成29年度末	1,537,891.28㎡	△ 9,220.20㎡	△ 0.60%	平成30年度末	1,527,125.47㎡	△ 19,986.01㎡	△ 1.29%	令和元年度末	1,528,515.74㎡	△ 18,595.74㎡	△ 1.20%	年度	延床面積 (万㎡)	平成26年度末	154.7	平成27年度末	157.3	平成28年度末	154.4	平成29年度末	153.8	平成30年度末	152.7	令和元年度末	152.9
期間		縮減率	縮減面積																																																																																	
前期	(平成27年度～平成34年度)	△7%	△76,000㎡																																																																																	
中期	(平成35年度～平成40年度)	△10%	△155,000㎡																																																																																	
後期	(平成41年度～平成46年度)	△13%	△234,000㎡																																																																																	
合 計		△30%	△465,000㎡																																																																																	
期間		縮減率	縮減面積																																																																																	
前期	(平成27年度～平成34年度)	△7%	△108,500㎡																																																																																	
中期	(平成35年度～平成40年度)	△10%	△155,000㎡																																																																																	
後期	(平成41年度～平成46年度)	△13%	△201,500㎡																																																																																	
合 計		△30%	△465,000㎡																																																																																	
年度	延床面積	累積増減	累積増減率																																																																																	
平成26年度末	1,547,111.48㎡																																																																																			
平成27年度末	1,572,688.69㎡	25,577.21㎡	1.65%																																																																																	
平成28年度末	1,544,144.37㎡	△ 2,967.11㎡	△ 0.19%																																																																																	
平成29年度末	1,537,891.28㎡	△ 9,220.20㎡	△ 0.60%																																																																																	
平成30年度末	1,527,125.47㎡	△ 19,986.01㎡	△ 1.29%																																																																																	
令和元年度末	1,528,515.74㎡	△ 18,595.74㎡	△ 1.20%																																																																																	
年度	延床面積 (万㎡)																																																																																			
平成26年度末	154.7																																																																																			
平成27年度末	157.3																																																																																			
平成28年度末	154.4																																																																																			
平成29年度末	153.8																																																																																			
平成30年度末	152.7																																																																																			
令和元年度末	152.9																																																																																			

第4章 施設用途別の方針

改訂後頁	第1版（平成28年2月策定版）	第2版（令和3年2月改訂版）
81	<p>○勤労青少年ホームは2施設あり、勤労青少年ホーム（彦島）が昭和48年建築、豊浦勤労青少年ホーム（黒井）が昭和56年建築であり、それぞれ築42年、築34年になり老朽化が進んでいます。</p> <p>○青年の家は、昭和47年建築で、築43年になり老朽化が進んでいます。</p> <p>略</p>	<p>○勤労青少年ホームは2施設あり、勤労青少年ホーム（彦島）が昭和48年建築、豊浦勤労青少年ホーム（黒井）が昭和58年建築であり、それぞれ築42年、築32年になり老朽化が進んでいます。</p> <p>○青年の家は、昭和47年建築で、築43年になり老朽化が進んでいます。</p> <p>略</p>

第5章 本計画の管理の仕組み

改訂後頁	第1版（平成28年2月策定版）	第2版（令和3年2月改訂版）
132	<p>5. 1 全庁的な取組体制の構築</p> <p>略</p> <p>そのためには、今後、市として、施設の再配置計画及び長寿命化計画の策定、実施等、公共施設マネジメントに関する取り組みを強化し、また、その実効性を確保する観点で、公共施設マネジメントが多方面に関係する取り組みであることから、統括する部門においては、行革部門、管財部門、財政部門、営繕部門、都市計画部門、企画部門、地域支援部門等との部局横断的な連携がますます求められ、組織体制の大きな見直しが必要となってくる考えられます。</p> <p>本市においては、平成17年の市町合併後、継続的に定員削減、定員管理を推進していますが、そうした状況下にあっても、本市の今後の行政経営、「新しいまちづくり」を強力に推進していくために、これまでのいわゆるタテ割りの組織管理を排除し、最も効率的で効果的な組織体制を構築することが、今後の最も重要な行政課題の一つと言えます。</p> <p>図表 58 略</p>	<p>5. 1 全庁的な取組体制の構築</p> <p>略</p> <p>そのためには、今後、市として、施設の再配置計画及び長寿命化計画の策定、実施等、公共施設マネジメントに関する取り組みを強化し、また、その実効性を確保する観点で、公共施設マネジメントが多方面に関係する取り組みであることから、統括する部門においては、行革部門、管財部門、財政部門、営繕部門、都市計画部門、企画部門、地域支援部門等との部局横断的な連携がますます求められ、<u>資産経営や進捗管理を統括する新たな課所組織を設置するなど</u>、組織体制の大きな見直しが必要となってくる考えられます。</p> <p>本市においては、平成17年の市町合併後、継続的に定員削減、定員管理を推進していますが、そうした状況下にあっても、本市の今後の行政経営、「新しいまちづくり」を強力に推進していくために、これまでのいわゆるタテ割りの組織管理を排除し、最も効率的で効果的な組織体制を構築することが、今後の最も重要な行政課題の一つと言えます。</p> <p>図表 58 略</p>

改訂後頁	第1版（平成28年2月策定版）	第2版（令和3年2月改訂版）
133	<p>5. 2 本計画の進行管理及び見直し方法</p> <p>本計画における計画期間は、今後20年の取り組みであり、施設の適正配置、施設総量の縮減等の他、各種の取り組みを行っていくことは容易ではないことから、その進行管理を確実に進めていくため、計画期間の中でPDCAサイクルに基づき管理する必要があります。更に、<u>前期・中期・後期に細分化した期間毎に進行状況の確認を行うとともに、社会情勢の変化等の外的な要因に伴う変更が必要な場合も予想されることから、必要に応じて本計画の見直しを行います。</u></p> <p>また、<u>本計画の実施については、市議会への報告や市ホームページへの掲載等により市民への周知を図っていきます。</u></p>	<p>5. 2 本計画の進行管理及び見直し方法</p> <p>本計画における計画期間は、今後20年の取り組みであり、施設の適正配置、施設総量の縮減等の他、各種の取り組みを行っていくことは容易ではないことから、その進行管理を確実に進めていくため、計画期間の中でPDCAサイクルに基づき管理する必要があります。</p> <p><u>PDCAサイクルにおいては、本計画のほか、「公共施設の適正配置に関する方向性」及びこれらに基づく個別施設計画をP（PLAN-計画）、施設所管課における取組みをD（DO-実行）、固定資産台帳や公共施設カルテ作成を通じて行う検証、分析及び進捗管理をC（CHECK-評価）、個別施設計画の策定推進・改訂や本計画の改訂をA（ACTION-見直し）として位置づけ、このサイクルにより継続的に計画等の見直しを行っていきます。</u></p> <p><u>計画の見直しに当たっては、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みを継続的に精査していくと共に、基本目標として掲げた縮減面積や、計画期間ごとの縮減率・縮減面積についても、同時に見直しを行っていきます。</u></p> <p><u>なお、計画の見直し時期は原則として前期・中期・後期の各期終了後とし、進行状況の確認を行うとともに、社会情勢の変化等の外的な要因が生じて変更が必要となった場合については、随時見直しも検討することとします。</u></p> <p><u>本計画の実施や見直しについては、市議会への報告や市ホームページへの掲載等により市民への周知を図っていきます。</u></p> <div data-bbox="1656 1129 2635 1717" style="text-align: center;"> <p>図表 59) PDCAサイクルのイメージ</p> </div>

用語説明

改訂後頁	第1版（平成28年2月策定版）		第2版（令和3年2月改訂版）																																		
136	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%; background-color: #ffff00;">用語</th> <th style="width: 70%; background-color: #ffff00;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ふ</td> <td>プライマリーバランス</td> <td>借入金を除いた歳入と、借入金の返済に係る経費を除いた歳出との収支状況を表すもので、赤字になると借金に依存した財政構造であることを意味する。基礎的財政収支ともいう。いわゆる「返す以上に借りない」という財政運営を堅持することで、健全な財政運営に繋がる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">よ</td> <td>予防保全</td> <td>損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。 （（参考）事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>			用語	説明	略	略	略	ふ	プライマリーバランス	借入金を除いた歳入と、借入金の返済に係る経費を除いた歳出との収支状況を表すもので、赤字になると借金に依存した財政構造であることを意味する。基礎的財政収支ともいう。いわゆる「返す以上に借りない」という財政運営を堅持することで、健全な財政運営に繋がる。	よ	予防保全	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。 （（参考）事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）	略	略	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%; background-color: #ffff00;">用語</th> <th style="width: 70%; background-color: #ffff00;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ふ</td> <td>プライマリーバランス</td> <td>借入金を除いた歳入と、借入金の返済に係る経費を除いた歳出との収支状況を表すもので、赤字になると借金に依存した財政構造であることを意味する。基礎的財政収支ともいう。いわゆる「返す以上に借りない」という財政運営を堅持することで、健全な財政運営に繋がる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ゆ</td> <td>ユニバーサルデザイン</td> <td>「<u>高齢者や障害のある人などを含めた誰もが、はじめから利用しやすいように、施設・もの・サービスなどに配慮を行う</u>」という考え方。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">よ</td> <td>予防保全</td> <td>損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。 （（参考）事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>			用語	説明	略	略	略	ふ	プライマリーバランス	借入金を除いた歳入と、借入金の返済に係る経費を除いた歳出との収支状況を表すもので、赤字になると借金に依存した財政構造であることを意味する。基礎的財政収支ともいう。いわゆる「返す以上に借りない」という財政運営を堅持することで、健全な財政運営に繋がる。	ゆ	ユニバーサルデザイン	「 <u>高齢者や障害のある人などを含めた誰もが、はじめから利用しやすいように、施設・もの・サービスなどに配慮を行う</u> 」という考え方。	よ	予防保全	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。 （（参考）事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）	略	略	略
	用語	説明																																			
略	略	略																																			
ふ	プライマリーバランス	借入金を除いた歳入と、借入金の返済に係る経費を除いた歳出との収支状況を表すもので、赤字になると借金に依存した財政構造であることを意味する。基礎的財政収支ともいう。いわゆる「返す以上に借りない」という財政運営を堅持することで、健全な財政運営に繋がる。																																			
よ	予防保全	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。 （（参考）事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）																																			
略	略	略																																			
	用語	説明																																			
略	略	略																																			
ふ	プライマリーバランス	借入金を除いた歳入と、借入金の返済に係る経費を除いた歳出との収支状況を表すもので、赤字になると借金に依存した財政構造であることを意味する。基礎的財政収支ともいう。いわゆる「返す以上に借りない」という財政運営を堅持することで、健全な財政運営に繋がる。																																			
ゆ	ユニバーサルデザイン	「 <u>高齢者や障害のある人などを含めた誰もが、はじめから利用しやすいように、施設・もの・サービスなどに配慮を行う</u> 」という考え方。																																			
よ	予防保全	損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。 （（参考）事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）																																			
略	略	略																																			